

II 価格の決定

1 指標価格

機構業務の基礎となる 18 砂糖年度に適用される国内産糖合理化目標価格については、糖価調整法第 3 条の規定に基づき、砂糖の製造、販売、輸入又は消費に関する学識経験者の意見聴取が平成 18 年 9 月 5 日に行われ、同月 15 日に次のように告示された。

- 国内産糖合理化目標価格 1,000 キログラムにつき 149,500 円
(149,600 円)

(注) () 内は 17 砂糖年度の適用価格である。

2 輸入糖関係決定価格等

(1) 調整率及び 2 次調整金

18 砂糖年度に適用される糖価調整法第 9 条第 1 項第 1 号の農林水産大臣の定める率（指定糖調整率）及び同法第 23 条第 1 項の農林水産大臣が定める額（指定糖市価参酌用調整金）は、平成 18 年 9 月 15 日に次のように告示された。

- 指定糖調整率 100 分の 33.98 (100 分の 33.93)
○ 指定糖 2 次調整金 1,000 キログラムにつき 24,258 円 (24,483 円)

(注) () 内は 17 砂糖年度の適用価格である。

(2) 機構買入価格（平均輸入価格）

輸入に係る指定糖の機構買入価格は、糖価調整法第 7 条によりその輸入申告のときに適用される平均輸入価格とされており、同法第 6 条及び同法施行令の規定に基づき、農林水産大臣により定められ、3 カ月ごとに次のように告示された。

平均輸入価格

適用期間の初日前 10 日から過去 90 日間の NY 粗糖現物価格の平均	+	産地→日本 運賃、保険料、糖度調整、輸入諸掛り等	=	平均輸入価格
---------------------------------------	---	-----------------------------	---	--------

- ・適用期間 平成 18 年 4 月 1 日～6 月 30 日まで
1,000 キログラムにつき 53,570 円 (平成 18 年 3 月 29 日告示)
- ・適用期間 平成 18 年 7 月 1 日～9 月 30 日まで
1,000 キログラムにつき 52,010 円 (平成 18 年 6 月 28 日告示)
- ・適用期間 平成 18 年 10 月 1 日～12 月 31 日まで
1,000 キログラムにつき 45,600 円 (平成 18 年 9 月 28 日告示)
- ・適用期間 平成 19 年 1 月 1 日～3 月 31 日まで
1,000 キログラムにつき 39,810 円 (平成 18 年 12 月 28 日告示)

(3) 機構売戻価格

機構売戻価格は、糖価調整法第9条第1項第1号により、その輸入申告のときに適用される平均輸入価格と国内産糖合理化目標価格との差額について、指定糖調整率及び指定糖調整金軽減額を用いて3カ月ごとに算定された。

(4) 指定糖調整金軽減額

糖価調整法第9条第1項第1号の規定に基づき、同号ハの農林水産大臣の定める額（指定糖調整金軽減額）は、砂糖年度の3ヶ月ごとに次のように定められ告示された。

- ・適用期間 平成18年4月1日～6月30日まで
1,000キログラムにつき 2,609円（平成18年3月29日告示）
- ・適用期間 平成18年7月1日～9月30日まで
1,000キログラムにつき 2,602円（平成18年6月28日告示）
- ・適用期間 平成18年10月1日～12月31日まで
1,000キログラムにつき 2,648円（平成18年9月28日告示）
- ・適用期間 平成19年1月1日～3月31日まで
1,000キログラムにつき 2,336円（平成18年12月28日告示）

3 異性化糖関係決定価格等

(1) 異性化糖調整基準価格、調整率及び市価参酌用調整金

18砂糖年度に適用される糖価調整法第11条第1項の規定による異性化糖調整基準価格、同法第15条第1項第1号の規定による農林水産大臣の定める率（異性化糖調整率）及び同法第24条第1項第1号の農林水産大臣が定める額（異性化糖市価参酌用調整金）は、平成18年9月15日に次のように告示された。

- ・異性化糖調整基準価格 1,000キログラムにつき 170,310円（170,415円）
- ・異性化糖調整率 100分の11.83（100分の11.63）
- ・異性化糖市価参酌用調整金 1,000キログラムにつき 545円（560円）

（注）（ ）内の数字は17砂糖年度の適用価格である。

(2) 機構買入価格（平均供給価格）

糖価調整法第13条第1項の規定による国内産異性化糖及び同法第2項の規定による輸入異性化糖及び輸入混合異性化糖（以下「輸入異性化糖等」という。）の機構買入価格は、国内産異性化糖にあっては、異性化糖をその製造場から移出する時に、また、輸入異性化糖等にあっては、輸入申告の時に適用される異性化糖平均供給価格とされ、同法第12条第1項及び同法施行令の規定により、国内産異性化糖の原料でんぷんの価格並びに異性化糖の製造・販売に要する標準的な費用の額に消費税相当額を加えて得た額と輸入に係る異性化糖の主要生産地域における市価の平均額、関税相当額、販売経費及び消費税相当額を加えた額を基準として供給数量に占める国内産異性化糖と輸入異性化糖等の供給見込比率を勘案して農林水産大臣が定めることになっており、次のように告示された。（第2表）

- ・適用期間 平成18年4月1日～6月30日まで
1,000キログラムにつき 97,220円（平成18年3月29日告示）
- ・適用期間 平成18年7月1日～9月30日まで
1,000キログラムにつき 97,419円（平成18年6月28日告示）

- ・適用期間 平成 18 年 10 月 1 日～12 月 31 日まで
1,000 キログラムにつき 98,648 円（平成 18 年 9 月 28 日告示）
- ・適用期間 平成 19 年 1 月 1 日～3 月 31 日まで
1,000 キログラムにつき 107,079 円（平成 18 年 12 月 28 日告示）

（3）異性化糖標準価格

異性化糖標準価格は、糖価調整法第 11 条第 1 項の規定に基づき輸入に係る粗糖についての機構売戻価格を政令で定める算式によって、標準異性化糖の価格に換算して農林水産大臣により定められ、3 ヶ月ごとに告示された。

- ・適用期間 平成 18 年 4 月 1 日～6 月 30 日まで
1,000 キログラムにつき 115,217 円（平成 18 年 3 月 29 日告示）
- ・適用期間 平成 18 年 7 月 1 日～9 月 30 日まで
1,000 キログラムにつき 114,356 円（平成 18 年 6 月 28 日告示）
- ・適用期間 平成 18 年 10 月 1 日～12 月 31 日まで
1,000 キログラムにつき 110,744 円（平成 18 年 9 月 28 日告示）
- ・適用期間 平成 19 年 1 月 1 日～3 月 31 日まで
1,000 キログラムにつき 107,814 円（平成 18 年 12 月 28 日告示）

（4）機構売戻価格

国内産異性化糖及び輸入異性化糖等の機構の売戻価格は、糖価調整法第 15 条第 1 項の規定により、異性化糖調整基準価格と異性化糖平均供給価格をもとに、異性化糖調整率を用いて砂糖年度の四半期ごとに算定された。

なお、この算定価格が異性化糖標準価格を超える場合は、異性化糖標準価格をもって機構売戻価格となるが、平成 18 事業年度においてはこれに該当はなかった。

4 国内産糖関係決定価格

（1）最低生産者価格

最低生産者価格は、糖価調整法第 20 条に基づき、甘味資源作物の生産費その他の生産条件、砂糖の需給事情及び物価その他の経済事情を参酌し、甘味資源作物の再生産を確保することを旨として決定されることとなっている。

平成 18 年産については、てん菜及びさとうきびともに平成 17 年 10 月 20 日に次のように告示された。

ア てん菜

糖 度 16.8 度以上 17.1 度以下のもの
1,000 キログラムにつき 16,560 円

イ さとうきび

糖 度 13.1 度以上 14.3 度以下のもの
1,000 キログラムにつき 20,110 円

（2）国内産糖交付金単価

国内産糖交付金の単価は、糖価調整法第 21 条に基づき、国内産糖の原料たる甘味資源作物の最低生産者価格に当該甘味資源作物の買入れ及びこれを原料とする国内産糖の製造に要する標準的な費用の額を加えて得た額を基準とし、国内産糖

の製造事情その他経済事情を参酌して算出される額から、平均輸入価格等を基礎として算出される額を基準とし、砂糖の市価を参酌して算出される額を控除し決定されることとなっている。

平成 18 年産については、てん菜糖及び甘しや糖の国内産糖交付金単価は、ともに平成 18 年 9 月 15 日に次のように告示された。(第 3 表)

ア てん菜糖

(ア) てん菜原料糖以外のもの

1,000 キログラムにつき 62,514 円

(イ) てん菜原料糖

1,000 キログラムにつき 64,251 円

イ 甘しや糖

(ア) 鹿児島県産

種子島	1,000 キログラムにつき	186,466 円
奄美大島	1,000 キログラムにつき	194,097 円
喜界島	1,000 キログラムにつき	186,929 円
徳之島	1,000 キログラムにつき	184,189 円
沖永良部島	1,000 キログラムにつき	189,939 円
与論島	1,000 キログラムにつき	194,166 円

(イ) 沖縄県産

沖縄県本島	1,000 キログラムにつき	183,272 円
沖縄本島内	1,000 キログラムにつき	182,022 円
沖縄本島以外 (除く南北大東)	1,000 キログラムにつき	187,522 円
南・北大東島	1,000 キログラムにつき	191,222 円

第1表 指定糖の平均輸入価格、売戻価格及び売買差額等の推移

(単位：円／トン)

年度	区分 四半期	NY11の平均値		平均 輸入価格 (買入価格)	法律第9条 に基づく 調整金	農林水産大 臣の定める 軽減額	売買差額 (調整金)	決 定 売戻価格
		90日間の 平均 (セント/ポンド)	円 換 算 (円/MT)					
18年	4～6月	17.84	46,412	53,570	32,583	2,609	29,974	83,544
	7～9月	17.61	44,851	52,010	33,112	2,602	30,510	82,520
	10～12月	14.64	37,812	45,600	35,305	2,648	32,657	78,257
19年	1～3月	12.23	32,016	39,810	37,273	2,336	34,937	74,747

(注) 糖価調整法第23条第1項の規定に該当する場合は、表中の売戻価格に、4～9月(17砂糖年度)においては24,483円が、10～3月(18砂糖年度)においては24,258円が加算される。

第2表 異性化糖の平均供給価格、売戻価格及び異性化糖標準価格等の推移

(単位：円/トン)

年度 年月日		区 分	平均供給価格 (買入価格)	売 戻 価 格	売買差額単価	標 準 価 格
18 事 業	17 砂 糖 年 度	18年 4～6月	97,220	105,733	8,513	115,217
		7～9月	97,419	105,908	8,489	114,356
年 度	18 砂 糖 年 度	10～12月	98,648	107,126	8,478	110,744
		19年 1～3月	107,079	107,814	735	107,814

- (注) 1. 価格は、標準異性化糖についての価格であり、すべて消費税込の価格である。
 2. 法第24条第1項の規定に該当する場合の売戻価格は、表中の売戻価格に次の額が加算される。
 18年4月～9月……560円 18年10月～19年3月……545円